

とまち広域消防事務組合職員証等に関する規則

〔平成 28 年 3 月 18 日〕  
規則 第 11 号

改正 平成31年規則第 5 号、令和 4 年規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、とまち広域消防事務組合職員（以下「職員」という。）の身分を証明するために貸与する組合職員証及び消防職員証（以下「組合職員証等」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。

(組合職員証等)

第 2 条 職員の身分を明らかにし、公務の適正な執行を確保するため、組合長の事務部局の職員にあっては組合職員証（様式第 1 号）を、消防職員にあっては消防職員証（様式第 2 号）を貸与する。

(立入検査証票)

第 3 条 消防職員証は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第 4 条（法第16条の 3 の 2、法第16条の 5 及び法第34条の規定において準用する場合を含む。）に規定する証票を兼ねるものとする。

(証明者)

第 4 条 組合職員証の証明者は組合長とし、消防職員証の証明者は消防局長とする。

(保管及び携帯)

第 5 条 組合職員証等の貸与を受けた職員は、自己の責任において適正に管理するとともに、必要に応じ携帯するものとする。ただし、火災その他の災害現場に出動する場合は、この限りでない。

(取扱心得)

第 6 条 職員は、組合職員証等の取扱いにあっては慎重に行い、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (2) 亡失又は汚損しないこと。
- (3) 写真及び記載事項を改ざんしてはならない。

(貸与)

第 7 条 組合職員証等は職員となったときに貸与するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、再貸与することができる。

- (1) 亡失又ははなはだしく汚損したとき。
- (2) 職員証に貼付した写真がはなはだしく変色し、又は本人と著しく相違したとき。
- (3) 氏名が変わったとき。
- (4) 階級又は職名、所属が変わったとき。
- (5) 再任用したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、証明者が再貸与の必要があると判断したとき。

(再貸与の手続)

第 8 条 職員は、前条に規定する貸与及び再貸与の理由が生じたときは、組合職員証等貸

与・再貸与申請書（様式第3号）により、所属長（とちち広域消防事務組合事務分掌規則（平成27年規則第3号）第6条第1項に規定する課長職にある者、とちち広域消防事務組合消防局の組織に関する規則（平成28年規則第4号）第7条第1項に規定する課長職にある者及び消防署長をいう。以下同じ。）を経て証明者に再交付を申請しなければならない。ただし、新たに貸与するとき、又は前条第4号から第6号までに該当するときは、組合職員証等貸与・再貸与申請書（様式第4号）により組合職員証にあっては事務局長、消防職員証にあっては消防局総務課長（以下「局総務課長」という。）において申請できるものとする。

（返納）

第9条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、組合職員証等返納書（様式第5号）を添え、速やかに所属長を経て、証明者に組合職員証等を返納しなければならない。

- （1）再貸与を受けたとき。
- （2）退職又は死亡したとき。
- （3）亡失した職員証が発見されたとき。

（職員証等整理台帳）

第10条 事務局長及び局総務課長は、それぞれが所管する組合職員証等の貸与、再貸与及び返納に関する処理を完了したときは、組合職員証等整理台帳（様式第6号）により、その都度整理しておかなければならない。

附 則（平成28年3月18日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月18日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

（表）

54mm

組合職員証

職員番号 000001  
氏名 ○○ ○○  
職名 ○○○

写真  
縦 35mm  
横 28mm

上記の者は、とち広域消防事務組合の職員であることを証明する

○○年○○月○○日  
とち広域消防事務組合長 印

86mm

（裏）

1 この証票は、とち広域消防事務組合の職員であることを明らかにする必要があるときに提示するものとする。

2 本証票を他人に貸与又は使用させてはならない。

3 上記のほか、本証票はとち広域消防事務組合職員証等に関する規則に則り、適正に取り扱うこと。

備考 表面の帯の色は黄緑色とする

様式第2号（第2条関係）

（表）

54mm

消防職員証

職員番号 001001  
氏名 ○○ ○○  
階級 消防○○○  
所属 ○○消防署

写真  
縦 35mm  
横 28mm

上記の者は、とち広域消防局の消防職員であることを証明する

○○年○○月○○日  
とち広域消防局長 印

86mm

（裏）

この証票は、消防法第4条、第16条の3の2、第16条の5及び第34条に規定する証票を兼ねる。

1 立入検査の際は本証票を携帯し、関係ある者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

2 本証票を職務以外に使用してはならない。

3 本証票を他人に貸与又は使用させてはならない。

備考

- 1 表面の帯の色は水色とする。
- 2 消防吏員以外の消防職員にあつては、階級の項を職名に変え記載する。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（とちち広域消防事務組合長）  
（とちち広域消防局長） 様

申請者  
職氏名

組合職員証等貸与・再貸与申請書

申請区分	
申請理由	
組合職員証等種別	
組合職員証等番号	
申請理由詳細	
所属長確認欄	職氏名 印

- ※ 「申請区分」欄には「貸与」、「再貸与」の別を記入する。
- ※ 「申請理由」欄には、貸与の場合は「新規」と記入し、再貸与の場合は第7条各号のうち該当する号数を記入する。
- ※ 「組合職員証等種別」欄には「組合職員証」、「消防職員証」の別を記入する。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（とかち広域消防事務組合長）

（とかち広域消防局長）様

（事務局長）

職氏名 （局総務課長）

組合職員証等貸与・再貸与申請書

申請 区分	申請 理由	組合職員証等		被貸与者			備 考
		種別	番号	氏名	所属	階級・職名	

- ※「申請区分」欄には「貸与」、「再貸与」の別を記入する。
- ※「申請理由」欄には、貸与の場合は「新規」と記入し、再貸与の場合は第7条各号のうち該当する号数を記入する。
- ※「組合職員証等」欄の「種別」欄には組合職員証の場合は「組合」、消防職員証の場合は「消防」と記入する。

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

（とちぎ広域消防事務組合長）

（とちぎ広域消防局長） 様

職氏名 （所属長）

組合職員証等返納書

職員証等 種別	職員証等 番号	返納者		返納 理由	備 考
		氏名	生年月日		

※「職員証等種別」欄には「組合職員証」、「消防職員証」の別を記入する。

様式第6号（第10条関係）

組合職員証等整理台帳

組合職員証等番号	〇〇〇-〇〇〇
組合職員証等種別	

年月日	処理区分	処理理由	氏名	所属	階級・職名	備考

- ※ 「組合職員証等種別」の欄には、「組合職員証」、「消防職員証」の別を記入する。
- ※ 「処理区分」の欄には、「貸与」、「再貸与」、「返納」、「抹消」のいずれかを記入する。